

# 熊本県土木部 工事書類の簡素化(削減・省力化)のポイント

<p>①排出ガス対策型・低騒音型建設機械の写真</p> <p>使用状況(シール)写真の提出(電子納品)は不要 監督職員が施工プロセスチェックリストで確認できるため、竣工検査時の写真の提示も不要です。</p>											
<p>②再生資源利用計画書等</p> <p>一定規模に満たない工事(※)は「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」及び「再生資源利用(促進)計画書(実施書)」の提出は不要</p> <p>一定規模に満たない工事(※)は、「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」「再生資源利用計画書(実施書)」「再生資源利用促進計画書(実施書)」の提出は不要です。</p> <p>(※)右欄の表参照</p>	<p>土木工事共通仕様書(H31.4)【第1編 第1節 総則】「1-1-21 建設副産物」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・COBRIS登録は全ての工事が対象です</li> <li>・資源有効利用促進法に基づく一定規模未満の工事は(COBRISでの)計画書及び実施書の入力のみで提出不要です。ただし、監督職員からの請求があった場合は「提示」が必要です。</li> </ul> <p>(※)資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法) 対象工事:省令に定める一定規模以上の工事</p> <table border="1" data-bbox="1048 635 1691 762"> <thead> <tr> <th>再生資源利用計画書(実施書)</th> <th>再生資源利用促進計画書(実施書)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する建設工事</td> <td>次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する建設工事</td> </tr> <tr> <td>1. 土砂・・・・・・・・・・500m<sup>3</sup>以上</td> <td>1. 土砂・・・・・・・・・・500m<sup>3</sup>以上</td> </tr> <tr> <td>2. 碎石・・・・・・・・・・500t以上</td> <td>2. Co塊、As塊、建設発生木材・・・・・・・・・・合計200t以上</td> </tr> <tr> <td>3. 加熱アスファルト混合物・・200t以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※提出物:利用(促進)計画書、実施書</p>	再生資源利用計画書(実施書)	再生資源利用促進計画書(実施書)	次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する建設工事	次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する建設工事	1. 土砂・・・・・・・・・・500m <sup>3</sup> 以上	1. 土砂・・・・・・・・・・500m <sup>3</sup> 以上	2. 碎石・・・・・・・・・・500t以上	2. Co塊、As塊、建設発生木材・・・・・・・・・・合計200t以上	3. 加熱アスファルト混合物・・200t以上	
再生資源利用計画書(実施書)	再生資源利用促進計画書(実施書)										
次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する建設工事	次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する建設工事										
1. 土砂・・・・・・・・・・500m <sup>3</sup> 以上	1. 土砂・・・・・・・・・・500m <sup>3</sup> 以上										
2. 碎石・・・・・・・・・・500t以上	2. Co塊、As塊、建設発生木材・・・・・・・・・・合計200t以上										
3. 加熱アスファルト混合物・・200t以上											
<p>③施工体制台帳</p> <p>工事担当技術者台帳は作成・提出不要 主任技術者や監理技術者の顔写真を明示した「工事担当技術者台帳」の作成・提出は不要です。 ※2019年4月1日以降に施工体制台帳等を提出するものから適用</p>											
<p>④現場代理人・主任(監理)技術者通知書(変更通知書)</p> <p>有資格者であれば工事経歴は添付不要 有資格者(一級・二級土木施工管理技士)であれば工事経歴は添付不要です。 ※現場代理人は、雇用が確認できる書類の提出が必要。</p>											
<p>⑤工事実績情報サービス【CORINS】</p> <p>CORINSの登録内容(確認段階)と登録結果の提出は不要 登録前に、監督職員による「確認」は必要ですが、協議報告書での提出は不要です。 また、登録結果の提出も不要です。</p>	<p>土木工事共通仕様書(H31.4)【第1編 第1節 総則】「1-1-7 CORINSへの登録」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事請負金額500万円以上の工事について「受注」「変更」「完成」「訂正」時に登録します。</li> <li>・登録には、監督職員による登録内容の事前「確認」が必要です。</li> <li>・登録後、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いたら、監督員に「提示」してください。(施工プロセスでの確認事項になっています)</li> </ul>										

# 熊本県土木部 工事書類の簡素化(削減・省力化)のポイント

<p>⑥品質・出来形管理</p> <p>ヒストグラムは作成・提出不要 熊本県土木工事施工管理基準(H31.4)から、ヒストグラムの作成を求めています。</p>	<p>土木工事施工管理基準(H31.4)【土木工事施工管理基準】「5. 管理項目及び方法 (2)出来形管理」</p> <p>・出来形管理として、出来形管理図の作成を義務付けています。</p>																															
<p>⑦品質証明(使用材料確認)</p> <p>提出書類は品質を証明する資料のみ 使用材料確認には「見本」又は「品質を証明する資料」を添付してください。</p> <p>※「品質を証明する資料」に、資料のバックデータである「試験報告書」の添付は不要です。</p>	<p>土木工事共通仕様書(H31.4)【第1編 第2章 材料】「第2節 工事材料の品質及び検査」他</p> <p>・材料の品質を証明する品質規格証明書は、「試験成績表」「性能試験結果」「ミルシート」等を指します。 ・JIS製品は、品質規格証明書を「JISマーク表示状態を示す写真」に変えることができます。 ・JIS製品は、見本又は品質を証明する資料の提出は省略できます。(材料確認を受ける必要はありません) ・熊本県建設技術センターの事前審査で認定されたAs混合物については、同センターが発行する「認定書及び総括表」の写しを提出することで、品質証明書に代えることができます。 ・熊本県土木用ブロック工業組合、熊本県コンクリート製品協同組合の共同検査規約対象製品は、同組合が発行する「検査済証明書」を提出することで品質証明書に代えることができます。</p>																															
<p>⑧段階確認の報告書</p> <p>監督職員や現場技術員が臨場した場合は、立会状況写真の添付は不要 段階確認の報告資料には「受注者が作成した出来形管理資料に監督職員等が確認した実測値を手書き記入した資料」のみ添付してください。</p> <p>※監督職員等が段階確認に臨場した場合、監督職員等の段階確認写真は提出不要です。</p>	<p>土木工事施工管理基準(H31.4)【写真管理基準】「2-4 写真の省略」</p> <p>・監督職員又は現場技術員が臨場した場合にあっても、段階確認写真の撮影は行ってください。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、「出来形管理写真」の撮影を省略(監督職員等の段階確認写真を「出来形管理写真」に代えること)ができます。 ・対応の必要性をまとめると、下表ようになります。(施工管理基準に基づく出来形管理は、必ず行ってください)</p> <table border="1" data-bbox="974 783 2072 959"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">管理基準に基づく出来形管理</th> <th rowspan="2">出来形管理(自主管理写真)の撮影</th> <th rowspan="2">段階確認写真の撮影</th> <th colspan="3">段階確認報告の添付資料</th> </tr> <tr> <th>出来形管理写真</th> <th>立会状況写真(段階確認写真)</th> <th>実測結果表(実測手書き)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主管理</td> <td>要管理</td> <td>要撮影</td> <td><del>要撮影</del></td> <td>要添付</td> <td><del>要添付</del></td> <td>要添付</td> </tr> <tr> <td>監督員立会</td> <td>要管理</td> <td>撮影不要</td> <td>要撮影</td> <td>添付不要</td> <td>添付不要</td> <td>要添付</td> </tr> <tr> <td>現場技術員立会</td> <td>要管理</td> <td>撮影不要</td> <td>要撮影</td> <td>添付不要</td> <td>添付不要</td> <td>要添付</td> </tr> </tbody> </table> <p>↑(出来形管理写真に代える)</p>		管理基準に基づく出来形管理	出来形管理(自主管理写真)の撮影	段階確認写真の撮影	段階確認報告の添付資料			出来形管理写真	立会状況写真(段階確認写真)	実測結果表(実測手書き)	自主管理	要管理	要撮影	<del>要撮影</del>	要添付	<del>要添付</del>	要添付	監督員立会	要管理	撮影不要	要撮影	添付不要	添付不要	要添付	現場技術員立会	要管理	撮影不要	要撮影	添付不要	添付不要	要添付
	管理基準に基づく出来形管理					出来形管理(自主管理写真)の撮影	段階確認写真の撮影	段階確認報告の添付資料																								
		出来形管理写真	立会状況写真(段階確認写真)	実測結果表(実測手書き)																												
自主管理	要管理	要撮影	<del>要撮影</del>	要添付	<del>要添付</del>	要添付																										
監督員立会	要管理	撮影不要	要撮影	添付不要	添付不要	要添付																										
現場技術員立会	要管理	撮影不要	要撮影	添付不要	添付不要	要添付																										
<p>⑨確認・立会依頼の報告書</p> <p>監督職員や現場技術員の立会状況写真の添付は不要 立会状況の写真は添付不要とします。</p> <p>※段階確認検査以外の「立会・確認依頼」を指します。(現場状況変化の立会・確認等)</p>	<p>・確認・立会依頼における状況説明資料としての現場写真や図面等は適宜対応してください。 ・現場技術員が立会に臨場し、監督職員に状況を説明する場合の説明資料は現場技術員が作成します。</p>																															
<p>⑩施工計画書(変更)</p> <p>変更施工計画書は変更部分のみ記載 施工方法を変更するなど、施工計画の内容に変更が生じた場合は、その都度工事着手する前に、「変更に関する事項」について変更施工計画書を提出してください。</p>	<p>土木工事共通仕様書(H31.4)【第1編 第1節 総則】「1-1-6 施工計画書」</p> <p>・工事完成時に、変更がなかった箇所も含めた最終版(一連版)の施工計画書を作成・提出する必要はありません。</p>																															

## 熊本県土木部 工事書類の簡素化(削減・省力化)のポイント

⑪ 工事測量基準点	
<p>基準点の使用承諾は不要</p> <p>「測量標(仮BM)及び多角点を設置するための基準となる点(以下、基準点)の選定は監督職員の指示」によるため、使用承諾は不要です。</p>	<p>土木工事共通仕様書(H31.4)【第1編 第1節 総則】「1-1-41 工事測量」</p> <p>・基準点の確認測量結果については、監督職員への提出が必要です。</p>
⑫ 工事前測量結果	
<p>設計図書の数値と差異がなければ測量結果の提出は不要</p> <p>・工事の事前測量(測量標(仮BM)、工事多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等)の結果が、設計図書に示されている数値と差異がない場合は、測量結果の提出は不要です。</p>	<p>土木工事共通仕様書(H31.4)【第1編 第1節 総則】「1-1-41 工事測量」</p> <p>・工事の事前測量は必須です。</p> <p>ただし、設計図書の数値と差異がなく、提出を要さない場合にあっても、監督職員からの請求があった場合は測量結果の「提示」が必要です。</p>
⑬ 工事現場の現場環境改善	
<p>実施報告書の作成・提出不要</p> <p>環境改善計画書は施工計画書で提出するため、実施報告書の作成は不要です。</p>	<p>土木工事共通仕様書(H31.4)【第1編 第1節 総則】「1-1-6 施工計画書」他</p> <p>・「現場環境改善の写真撮影」は、施工管理基準の写真管理基準【工事施工中・(指定)仮設】に則り、これまで通り必要です。</p>
⑭ 工事写真	
<p>工事写真のダイジェスト版(紙ベース)は作成・提出不要</p> <p>紙ベースでのダイジェスト版作成・提出は不要です。</p> <p>電子納品の場合、写真管理基準の撮影個所一覧「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し提出してください。</p>	<p>土木工事施工管理基準(H31.4)【写真管理基準】「3 整理提出」</p>